

【 建設交通部 】

件 名	行政手続条例に基づく申出に対する回答について
<p>申立概要 【受理元. 12. 22】</p>	<p>A社が施行したB地区の土地区画整理事業の平成18年の事業計画変更認可（以下「本件変更認可」という。）において、A社が法令に違反したとして、申立人らが書面（以下「申出書」という。）を京都府都市計画課に提出し、府は書面（以下「回答書」という。）により回答したが、納得のいく説明が得られていない。</p> <p>B地区は、平成9年に街区公園を設置することが認可されているが、これを廃工するには、土地区画整理法施行規則第9条第6号ただし書の「健全な市街地を造成するのに支障がないと認められる場合」に該当しなければならない。該当事例として、土地区画整理事業運用指針に、次の例示がある。</p> <p>イ 施行地区が周辺における既存の公園（整備されることが確実と見込まれるものを含む。）が誘致距離圏（250メートル）内にある場合（以下「要件イ」という。）</p> <p>ロ 地区計画の地区施設等、総合設計制度の公開空地等により、同等のオープンスペースが整備されることが確実な場合（以下「要件ロ」という。）</p> <p>都市計画課は回答書において、「要件イに該当することで認可した」としているが、街区公園の廃工と公開空地の設置を併せて認可しており、B地区から既存の公園に往き来するには、600メートル以上信号を迂回しなければならないので、要件イは適用できず、要件ロで認可したと考えられる。</p> <p>また、回答書は、京都府の考えとして記載されているが、都市計画課長の押印で、知事あるいは建設交通部長の決裁を得ずに提出されたのではないと思われる。</p> <p>以上の理由により、回答書は無効であり、法令及び社会規範に則った合理的な回答を再提出するか、本件計画変更事業の認可の職権取消を行い、B地区の違法状態を適法にする方法について、申立人らとの協議を再開せよとの監査結果を願いたい。</p>
<p>確認事項</p>	<p>平成18年の本件変更認可は、要件イに該当してなされており、要件ロに該当してなされたものではないことを以下により確認した。また、平成18年当時の都市計画課が要件ロと判断したものを平成28年当時の都市計画課が要件イに変更したのではないことも併せて確認した。</p> <p>① 本件変更認可に係る起案（以下「平成18年起案」という。）において、本件変更事業計画について、施行地区が要件イを満たすことにより認可されている。</p>

	<p>なお、事業者の変更事業計画は、建築基準法第86条第1項の規定による認定に基づくものであり、要件ロに該当するものではない。</p> <p>② 平成18年起案において、要件イに該当する誘致距離圏内であるかどうかを確認するため、現地地図に半径250メートルの円を記入した書類が添付されている。</p> <p>また、要件ロにおいては、こうした現地地図に半径250メートルの円を記入した添付書類は不要である。</p> <p>③ 要件ロに該当しない自主的な公開空地の設置については、法的に公開の義務付けのない公開空地を設けることを認可の要件とはしていないこと及び自主的に敷地内に設けた公開空地を一般に公開するかどうかは事業者の判断に委ねられるべきものである。</p> <p>また、誘致距離圏内にあるかどうかの計測方法は、個々のルートを計測することは困難であるため、直線距離により判断している。</p> <p>なお、都市計画課長は建設交通部長の決裁を得た当該公文書に関して調査等を行っており、その結果について回答する権限は部課長専行規程に基づき都市計画課長にある。</p>
<p>結果（要望） 【通知2.6.1】</p>	<p>本件は制度にのっとり実施されているものと認められるが、許可の伺い起案の作成に当たっては、制度名の類似などにより後から誤解が生じないように、今後は要件イ又は要件ロのいずれを適用したかを起案にも記載するよう要望した。</p>